

## 暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みについて

インターネットバンキングにおける不正送金をはじめ、SNS型投資詐欺や架空料金請求詐欺等の各種特殊詐欺において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の口座へ送金される事例が多発しております。

このような情勢を踏まえ、高崎信用金庫では、お客さま保護および詐欺被害等防止等の観点から、支払口座名義人とは異なる振込依頼人名に変更して暗号資産交換業者および資金移動業者へお振込みされる場合は、お振込みをお断りさせていただく場合がございます。お客さまにご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【支払い口座名義人と異なる振込依頼人名の具体例】

支払口座名義人	振込依頼人名	振込可否
タカシン タロウ	タカシン タロウ	振込可
タカシン タロウ	1203 タカシン タロウ	振込可
タカシン タロウ	タカシン ジロウ	振込不可